

# 小規模団体における 下水道使用料適正化等の優良事例集

---

令和3年3月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課管理企画指導室



---

# 《 目 次 》

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>3</b>
1.1.	本事例集作成の背景と目的.....	3
1.2.	本事例集の作成方法の概要.....	4
(1)	優良団体の抽出方法.....	4
(2)	アンケートの実施.....	4
(3)	追加の質問、ヒアリングの実施.....	4
<b>第2章</b>	<b>優良団体事例集</b> .....	<b>5</b>
2.1.	岩手県雫石町.....	5
2.2.	岩手県紫波町.....	11
2.3.	山梨県山梨市.....	17
2.4.	兵庫県豊岡市.....	23
2.5.	岡山県美作市.....	31
2.6.	熊本県合志市.....	37
<b>第3章</b>	<b>まとめ</b> .....	<b>44</b>
(1)	優良団体事例から得られる示唆.....	44
(2)	収支構造改善のサイクルのあり方.....	47

---



---

## 第1章 はじめに

### 1.1. 本事例集作成の背景と目的

令和2年7月に国土交通省水管理・国土保全局下水道部が公表した「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書※では、特に中小規模の地方公共団体では経営ノウハウの蓄積が容易ではないと考えられるなか、優良事例の横展開等による広域的なノウハウ蓄積や課題解決に向けて共に取り組む体制の構築が望まれています。

この「小規模団体における下水道使用料適正化等の優良事例集」は、上記の検討会において望まれた経営ノウハウの広域的な蓄積・展開とともに、特に経営ノウハウが不足すると考えられる小規模団体における使用料適正化をはじめとした収支構造改善の検討及び実施に資することを目的として作成しました。ご覧いただき、ご活用いただければ幸いです。

また、本事例集は、優良団体として抽出させていただいた団体の皆様にアンケートやヒアリングを実施させていただくことにより作成いたしました。作成にあたってご協力いただいた各団体及びそのご担当者様に感謝を申し添えます。

**※「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」の検討状況及び報告書等については、国土交通省の下記ホームページをご参照下さい。**

( [https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000646.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000646.html) )

---

---

## 1.2. 本事例集の作成方法の概要

---

### (1) 優良団体の抽出方法

下記の抽出条件等により、下水道使用料適正化をはじめとした各種の収支構造改善策を実施することにより、経費回収率を上昇させていると考えられる、小規模団体 27 団体を抽出しました。

図表 1-1 優良団体の抽出条件概要

条件	条件内容
①事業の種別	公共下水道
②地方公営企業法の適用	法適用済
③処理区域内人口	5万人未満
④使用料改定の状況	総務省調べ※に基づき平成20年4月1日以降に改定
⑤汚水処理原価	平成20から25年度、平成25から30年度にかけて、いずれも減少

※総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の”3 使用料改定団体に関する調”

### (2) アンケートの実施

抽出した 27 団体に対して、下記の 2 項目を中心とするアンケート票を送付し、26 団体から回答を得ました。

- ◆ 使用料改定の内容（契機・理由、改定水準、使用料体系の変更内容等）
- ◆ 使用料改定に併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

### (3) 追加の質問、ヒアリングの実施

回答いただいた 26 団体のうち、優良事例としてのご紹介をしてもよいと回答いただいた 6 団体について、アンケート回答受領後、別途、電子メールや電話による追加のご質問やヒアリングを実施し、本事例集として取りまとめました。

---

## 第2章 優良団体事例集

### 2.1. 岩手県雫石町

#### i. 事業概要

雫石町公共下水道事業の概要は下表の通り。平成25年度から平成30年度にかけて、経費回収率が大幅に上昇しているとともに、汚水処理原価も減少しています（ただし、平成25年度から平成30年度にかけての汚水処理原価のうち資本費の減少は、分流式下水道等に要する経費の繰入が主な要因）。

図表 2-1 雫石町公共下水道事業の概要

供用開始年度	平成元年度（経過年数：32年）
法適用年度	平成27年度
接続方式	流域接続
処理方式	分流式
総務省類型	Cd1（処理区域内人口密度25人/ha未満・経過年数30年以上）

	平成20年度	平成25年度	平成30年度
行政人口（人）	18,752	17,675	16,586
処理区域内人口（人）	8,965	9,524	9,324
有収水量（m <sup>3</sup> ）	691,190	738,005	772,306
普及率（%）	47.8%	53.9%	56.2%
水洗化人口（人）	6,922	7,495	7,817
水洗化率（%）	77.2%	78.7%	83.8%
経費回収率（%）	17.2%	18.8%	80.2%
使用料単価（円/m <sup>3</sup> ）	132.4	134.0	160.1
汚水処理原価（円/m <sup>3</sup> ）	769.3	711.3	199.6
	うち維持管理費	127.4	107.0
	うち資本費	583.9	92.6

（出典）総務省「地方公営企業年鑑」各年度版、「類似団体区分団体一覧」令和元年度

## ii. 使用料改定における特色

- ◆ ①継続的に使用料改定を庁内で検討し、平成20年度の使用料改定は見送られたものの、その必要性に対する理解を醸成。
- ◆ ②継続的に財政推計等のノウハウや検討材料の収集・整理及び引継ぎを実施。
- ◆ ③総務省による”3,000円/20㎡/月”と”資本費算入率の向上”というシンプルな目標設定と平成26・29年度の2段階の使用料改定による目標達成。
- ◆ ④現行使用料の改定時には、長年の課題であった営業用途の廃止、農業集落排水処理事業と公共下水道使用料の使用料体系統一を併せて実現。
- ◆ ⑤住民向け説明資料において、将来的な資本費算入率100%が望まれることを明記し、今後の使用料改定の布石としている。

## iii. 使用料改定の概要

福祉・商業等の大口使用者の提供するサービス・製品、人件費等への影響を考慮して、営業用途の使用料体系を廃止しました。

図表 2-2 使用料改定時期・平均改定率・新旧使用料体系等

現行使用料の改定年月日	平成29年4月1日
平均改定率	11.2%
家庭用20㎡/月使用料（税抜）	2,800円
使用料算定期間	5年間

旧使用料の改定年月日	平成26年4月1日
平均改定率	18.8%
家庭用20㎡/月使用料（税抜）	2,500円

※一般用の改定率。営業用の改定率は14.7%

現行の使用料体系（1か月、税抜）			（増減率）
基本使用料	基本水量10㎡	1,500	(15.4%)
従量使用料 （1㎡あたり）	11～20㎡	130	(8.3%)
	21～30㎡	140	(7.7%)
	31～50㎡	160	(6.7%)
	51～100㎡	170	(6.3%)
	101～500㎡	180	(5.9%)
	501～1,000㎡	190	(5.6%)
	1,001㎡～	200	(5.3%)
従量使用料の累進度※		1.54	

旧使用料体系（1か月、税抜）		
○一般用		
基本使用料	基本水量10㎡	1,300
従量使用料 （1㎡あたり）	11～20㎡	120
	21～30㎡	130
	31～50㎡	150
	51～100㎡	160
	101～500㎡	170
	501～1,000㎡	180
	1,001㎡～	190
従量使用料の累進度※		1.58

※最大水量区画単価/最小水量区画単価

用途  
廃止

○営業用・官公署用・団体用・工業用		
基本使用料	基本水量10㎡	1,700
従量使用料 （1㎡あたり）	11～20㎡	130
	21～30㎡	140
	31～50㎡	160
	51～100㎡	170
	101～500㎡	180
	501～1,000㎡	190
	1,001㎡～	200

#### iv. 使用料改定の理由

資本費算入率の引き上げと総務省による 3000 円/20 m<sup>3</sup>/月の改定水準とするとともに、営業用途の廃止と農業集落排水処理事業との使用料統一を実施しました。

図表 2-3 使用料改定の理由

使用料改定の理由	改定水準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自立した下水道経営を目指し、整備率の向上にあわせて資本費算入率を段階的に引き上げるため、下水道事業において目標設定しました。なお、新使用料の資本費の使用料算入率（公共下水道と農業集落排水合算値）は、平成29年度推計値で22.3%（旧使用料の平成27年度実績値17.7%）と試算しました。</li><li>・ 総務省「下水道財政の在り方研究会」（平成18年度）による”3,000円/20m<sup>3</sup>/月”の水準を目標とし、平成26・29年度で段階的に使用料改定を実施して目標を達成しました。</li></ul>
	使用料体系	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 福祉・商業等の大口使用者の提供するサービス・製品、人件費等への影響を考慮して、営業用途の使用料体系を廃止しました。</li><li>・ 併せて、人数制を採用していた農業集落排水事業について、同一町内での公平性やわかりやすさの確保とともに、人数確認事務量軽減のため、従量制の公共下水道の使用料体系に統一しました。</li><li>・ 営業用途の廃止、農業集落排水事業の使用料体系統一は、いずれも供用開始時点（平成元年度）からの経営課題として検討が継続されていました。</li></ul>

#### v. 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

マンホール蓋の計画的な更新による不明水対策を実施しました。

図表 2-4 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

取り組み内容	具体的な取り組み内容・効果
不明水対策	マンホール蓋の更新を計画的に実施

## vi. 使用料改定作業の内容等

前任者からの引継ぎ資料を基に作業をするとともに、内部調整作業を重点的に実施しました。

図表 2-5 使用料改定作業の内容

使用料改定の作業内容等	使用料検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前任者（法適用の担当者でもある）から引き継がれた財政推計ファイルを基に、前任者から聞き取りをしながら、財政推計・使用料検討を実施。“3,000円/20m<sup>3</sup>/月”を達成することを目安として使用料体系案を検討しました。</li> <li>・現行使用料体系の他に、平均改定率が高い案（従量使用料単価を各10円上げる（平均改定率13.9%））、基本水量以内の少量及び大口の使用者に配慮する案（基本使用料と1,001m<sup>3</sup>以上の従量使用料単価を下げる（平均改定率11.5%））を検討しました。</li> <li>・庁内調整において、現行使用料体系となる平均改定率が低い案が採用されました。少量及び大口使用者に配慮する案は、1,000m<sup>3</sup>以下の営業用の改定幅が大きくなるため、町の企業誘致の方針にそぐわないとされました。</li> </ul>
	財政推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政推計は、概ね決算統計の損益計算書及び資本的収支の科目別推計とし、維持管理費の管渠費とポンプ場費については、動力費、修繕費等の決算統計の費用構成表の科目別に推計を実施しました。</li> <li>・使用料収入推計は、各使用料体系案の1m<sup>3</sup>毎の水量別使用料の早見表を別途作成し、全契約者の個別調定データの水量実績値と早見表を合致させて試算しました。</li> <li>・同時進行で経営戦略を策定（平成29年3月）し、使用料改定を織り込んだ投資・財政計画としました。</li> </ul>
	庁内調整 審議会・ 議会対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部調整（政策方針会議、委員会、全員協議会への対応）を実施しました。</li> <li>・ただし、内部では供用開始の平成元年度から使用料改定を提案し続けているなかで平成20年度の提案は見送られた経緯があるため、首長、議会を含めて使用料改定の必要性は浸透していました。また、内部での検討材料も整理されていました。</li> <li>・後述する住民説明を含めて、総務省の“3,000円/20m<sup>3</sup>/月”を達成することが改定水準の基礎となっていること、また現行使用料でも近隣比較では平均的水準に位置することから、説明はしやすかったです。</li> </ul>
	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会は開催せず、全員協議会説明後に、大口使用者（事業者）への説明、各地区公民館にて住民説明会（4回）を実施しました。</li> <li>・住民説明会用の資料では、将来的には資本費算入率を100%にすること（汚水私費原則の実現）が望まれる旨を記載しました。</li> </ul>

## vii. 労力を要した、困難を感じた点と対応策

図表 2-6 労力を要した、困難を感じた点と対応策

労力を要した点	対応策
・労力を要した点は、庁内調整（政策方針会議）及び議会对応（議会委員会・全員協議会）。	・総務省による"3,000円/20m <sup>3</sup> /月"を達成すること、近隣平均と同程度の水準とすることで説明し、理解を得ました。

## viii. 今後の展望

図表 2-7 今後の展望

今後の展望
・今後については、当面の目標は達成したため、次の使用料の目標は未定です。経費回収率100%は望まれるものの、実現へのハードルが高いと捉えています。 ・雫石町における人口密度の低さからくる資本費の高さ、今後の人口減少傾向からの使用料収入減少、さらには北上川上流流域における環境保全の目的達成等を踏まえると、当面は一定程度の基準外繰入が継続することもやむを得ない面もあると考えています。 ・なお、策定した最適化構想に基づき、今後10年程度で農業集落排水を公共下水道へ接続する予定です。

## ix. 公表資料

雫石町においては、使用料改定と同時並行で策定された経営戦略のファイルが公開されており、当該ホームページは以下の通りです。

(<https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/docs/2017032100026/>)

## x. 使用料改定に関するスケジュール

図表 2-8 使用料改定に関するスケジュール

	平成28年度							平成29年度
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①検討着手	※供用開始時（平成元年度）から検討着手、平成20年度には改定見送りを経験							
②財政・使用料検討		→	●改定案決定					
④庁内調整			●町長説明					
⑤審議会開催								
⑦議会对応				●委員会説明	●全員協議会説明		●上程・議決	●新使用料施行
⑧広報・周知						●広報/HP掲載 ●住民説明会		

## 2.2. 岩手県紫波町

### i. 事業概要

紫波町公共下水道事業の概要は下表の通り。平成25年度から平成30年度にかけて、経費回収率が大幅に上昇しているとともに、汚水処理原価も減少しています（ただし、平成25年度から平成30年度にかけての汚水処理原価のうち資本費の減少は、分流式下水道等に要する経費の繰入が主な要因）。

図表 2-9 紫波町公共下水道事業の概要

供用開始年度	昭和61年度（経過年数：35年）
法適用年度	平成23年度
接続方式	単独処理
処理方式	分流式
総務省類型	Cc1（処理区域内人口密度25人/ha以上・経過年数30年以上）

	平成20年度	平成25年度	平成30年度
行政人口（人）	34,444	33,962	33,142
処理区域内人口（人）	18,051	19,426	19,798
有収水量（m <sup>3</sup> ）	1,424,824	1,494,184	1,705,194
普及率（%）	52.4%	57.2%	59.7%
水洗化人口（人）	16,099	17,697	18,560
水洗化率（%）	89.2%	91.1%	93.7%
経費回収率（%）	38.2%	75.9%	99.9%
使用料単価（円/m <sup>3</sup> ）	156.8	173.0	177.8
汚水処理原価（円/m <sup>3</sup> ）	410.5	227.9	178.0
	うち維持管理費	110.9	103.4
	うち資本費	299.0	116.9

（出典）総務省「地方公営企業年鑑」各年度版、「類似団体区分団体一覧」令和元年度

---

## ii. 使用料改定における特色

- ◆ ①長期にわたって4年毎に策定している中期経営計画において見込まれた資金不足、法適化により顕在化した赤字の圧縮を目的に使用料改定を実施。
  - ◆ ②先んじて法適化した水道部門との連携による体制整備・ノウハウ習得。また、財政部門との経費回収率や交付金・繰入金の調整の実施。
  - ◆ ③住民説明では1案のみのシンプルな提示とし、町長主催の説明会や地区別説明会を開催して住民理解を得た。
  - ◆ ④使用料改定後に策定した経営戦略では、令和4年度の使用料改定を織り込んだ財源計画としている。
-

### iii. 使用料改定の概要

現行使用料の改定では、従量使用料の累進度を下げています。

図表 2-10 使用料改定時期・平均改定率・新旧使用料体系等

現行使用料の改定年月日	平成25年4月1日	旧使用料の改定年月日	平成19年4月1日
平均改定率	15.9%	平均改定率	21.6%
家庭用20m <sup>3</sup> /月使用料（税抜）	3,135円	家庭用20m <sup>3</sup> /月使用料（税抜）	2,624円

使用料算定期間	4年間
---------	-----

現行の使用料体系（円、1か月、税抜）			（増減率）
基本使用料	基本水量6m <sup>3</sup>	990	(3.1%)
従量使用料 （1m <sup>3</sup> あたり）	7～20m <sup>3</sup>	165	(28.9%)
	21～30m <sup>3</sup>	169	(25.2%)
	31～40m <sup>3</sup>	176	(19.7%)
	41～50m <sup>3</sup>	184	(5.7%)
	51～100m <sup>3</sup>	201	(1.5%)
	101～500m <sup>3</sup>	216	(0.0%)
	501～1,000m <sup>3</sup>	231	(0.0%)
	1,001m <sup>3</sup> ～	243	(0.0%)
従量使用料の累進度※1		1.47	
従量使用料の累進度※2		1.47	

旧使用料体系（円、1か月、税抜）			（増減率）
基本使用料	基本水量6m <sup>3</sup>	960	-(12.7%)
従量使用料 （1m <sup>3</sup> あたり）	7～20m <sup>3</sup>	128	(50.6%)
	21～30m <sup>3</sup>	135	(35.0%)
	31～40m <sup>3</sup>	147	(22.5%)
	41～50m <sup>3</sup>	174	(16.0%)
	51～100m <sup>3</sup>	198	(10.0%)
	101～500m <sup>3</sup>	216	(8.0%)
	501～1,000m <sup>3</sup>	231	(5.0%)
	1,001m <sup>3</sup> ～	243	(1.3%)
従量使用料の累進度※1		1.90	
従量使用料の累進度※2		1.52	

※1 最大水量区画単価/最小水量区画単価

※2 最大水量区画単価/基本使用料単価

参考：旧々使用料体系（1か月、税抜）

基本使用料	基本水量8m <sup>3</sup>	1,100
従量使用料 （1m <sup>3</sup> あたり）	9～20m <sup>3</sup>	85
	21～30m <sup>3</sup>	100
	31～40m <sup>3</sup>	120
	41～50m <sup>3</sup>	150
	51～100m <sup>3</sup>	180
	101～500m <sup>3</sup>	200
	501～1,000m <sup>3</sup>	220
	1,001m <sup>3</sup> ～	240
従量使用料の累進度※1		2.82
従量使用料の累進度※2		1.31

#### iv. 使用料改定の理由

投資財源不足及び赤字圧縮の目的から改定水準が決定され、累進素を下げる方向で使用料体系が決定されました。

図表 2-11 使用料改定の理由

使用料改定の理由	改定水準	<ul style="list-style-type: none"><li>・4年ごとに中期経営計画を策定する中で、設備投資の財源不足が見込まれており、対応が必要でした。また、法適化に伴い、赤字決算となり、その圧縮を図るためにも使用料改定を実施しました。</li><li>・財政部門と、経費回収率と基準外繰入金目標、交付金と繰入金の調整を実施し、2つの改定案を検討した結果、経費回収率を55.5%（農業集落排水処理事業との合計値）とする改定水準（改定率が低い案）を採用しました。</li></ul>
	使用料体系	<ul style="list-style-type: none"><li>・前回（平成19年度）改定では、累進度（最大区画単価÷基本使用料単価）を上げる（大口使用者の負担が重くなる）改定としたため、今回は累進度を下げる（小口使用者の負担が重くなる）改定としました。</li><li>・企業誘致をしている中で、大口使用者の負担を重くすることは避けました。</li></ul>

#### v. 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

前回改定時に併せて、PFI や包括委託を導入しました。

図表 2-12 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

取り組み内容	具体的な取り組み内容・効果
組織・定員の見直し（組織統廃合、定員増減、再雇用活用）	PFI、包括委託に伴い職員5名を削減（前回の使用料改定時）。
官民連携手法の導入	PFI、包括委託の導入（前回の使用料改定時）。

## vi. 使用料改定作業の内容等

使用料体系の検討、住民説明を重点的に実施しました。

図表 2-13 使用料改定作業の内容

使用料改定の作業内容等	使用料検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・4年ごとに策定している中期経営計画の財政推計ファイルを基に、先んじて法適化した水道事業の担当者から助言を得ながら、財政推計・使用料検討を実施しました。</li><li>・前回（平成19年度）改定では累進度（最大区画単価÷基本使用料単価）を上げる（大口使用者の負担が重くなる）改定としたため、今回は累進度を下げる（小口使用者の負担が重くなる）改定としました。</li><li>・担当者としては使用料体系の検討には労力を要した。誰かの負担を軽くすれば、他の誰かの負担を重くするものであるとともに、企業誘致施策とのバランス、近隣の盛岡市と比較して高い水準にならざるを得ない点などを考慮することが多岐にわたりました。</li><li>・投資財源確保、赤字の回避の他に、高資本費繰入等を前提とした”3,000円/20㎡/月”は、使用料検討における目安となりました。</li></ul>
	財政推計	<ul style="list-style-type: none"><li>・4年ごとに策定している中期経営計画の財政推計ファイルを基に、協会の「下水道使用料の基本的な考え方」を参照しながら作成しました。</li><li>・赤字決算を避けるということが使用料改定の説明上必須であるという認識のもと、法適化後の赤字決算とその解消も目的とするという方針で財政推計を実施しました。</li><li>・財政部門と経費回収率と基準外繰入金の目標、交付金と繰入金の調整を実施し、2つの改定案を検討しました。</li><li>・その後の平成27年度に策定した経営戦略では、令和4年度に平均改定率10%の使用料改定を織り込んだ財源計画としています。</li></ul>
	庁内調整 審議会・ 議会対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政部門からは、改定率を上げるべきという声もありました。</li><li>・財政部門との調整後は、議会等に提示する改定案は1案のみとし、改定が必要な理由の説明を重視しました。なお、議会では特に大きな反対意見はありませんでした。</li></ul>
	広報	<ul style="list-style-type: none"><li>・審議会は開催していませんが、町長主催の座談会において住民説明会の実施をお伝えししているとともに、早期の段階で、7地区別・夜間に住民説明会を開催し、70名程度の方に出席いただきました。</li><li>・住民説明会では、経営状況の詳細と改定の必要性を説明しましたが、厳しいご意見もいただきました。</li></ul>

## vii. 労力を要した、困難を感じた点と対応策

図表 2-14 労力を要した、困難を感じた点と対応策

労力を要した点	対応策
・労力を要した点は、住民説明会対応。	・夜の時間帯を利用し7地区に分けて説明会を開催することにより、多くの住民が集まれるよう努めました。 ・経営状況の詳細を説明し、使用料改定の必要性を説明しました。
困難を感じた点	対応策
・同上	・同上

## viii. 今後の展望

図表 2-15 今後の展望

今後の展望
・今後については、まず経営戦略に明記した令和4年の使用料改定検討に向けて今年度決算が重要になると捉えています。 ・紫波町は、処理場を保有するため汚水処理原価が近隣に比べて高くならざるを得ない一方、高資本費繰入等を前提とした”3,000円/20㎡/月”の水準を達成し、近隣の盛岡市の使用料は低いことから、今後の経費回収率の目標設定は難しいと考えています。自治体間の財政力の違いも改定に影響すると思われませんが、経費回収率をどの水準まで上げればよいかについては、判断が難しいです。 ・なお、官民連携については、将来的には職員の処理場運営のノウハウが失われる危険性はあると考えています。これに対しては小規模団体単独での対応は難しく、県や近隣の大都市と連携し、共同発注やモニタリング体制を整えることにより、知識の減少を補う体制を作っていく方向性の方が現実的と考えています。

## ix. 公表資料

紫波町においては“紫波町の下水道事業”のホームページが設置されており、経営戦略及び経営比較分析表のファイルが公開されています。当該ホームページは以下の通りです。

(<https://www.town.shiwa.iwate.jp/soshiki/3/3/1/695.html>)

## 2.3. 山梨県山梨市

### i. 事業概要

山梨市公共下水道事業の概要は下表の通り。平成20年度から平成30年度にかけて、経費回収率が大幅に上昇しているとともに、汚水処理原価も減少しています（ただし、平成25年度から平成30年度にかけての汚水処理原価のうち資本費の減少は、分流式下水道等に要する経費の繰入が主な要因）。

図表 2-16 山梨市公共下水道事業の概要

供用開始年度	平成元年度（経過年数：32年）
法適用年度	平成28年度
接続方式	流域接続
処理方式	分流式
総務省類型	Cd1（処理区域内人口密度25人/ha未満・経過年数30年以上）

	平成20年度	平成25年度	平成30年度
行政人口（人）	38,588	37,009	34,790
処理区域内人口（人）	14,692	16,092	17,445
有収水量（m <sup>3</sup> ）	1,831,599	2,078,268	2,111,323
普及率（％）	38.1%	43.5%	50.1%
水洗化人口（人）	10,310	12,215	13,792
水洗化率（％）	70.2%	75.9%	79.1%
経費回収率（％）	25.0%	54.5%	80.5%
使用料単価（円/m <sup>3</sup> ）	93.9	114.0	134.1
汚水処理原価（円/m <sup>3</sup> ）	376.2	209.1	166.5
うち維持管理費	93.8	81.4	133.4
うち資本費	282.4	127.6	33.1

※汚水処理原価は法適用前後で算出方法が異なることに留意が必要

（出典）総務省「地方公営企業年鑑」各年度版、「類似団体区分団体一覧」令和元年度

## ii. 使用料改定における特色

- ◆ ①平成 23 年度以前に首長説明とともに大口使用者ヒアリングを実施し、基準外繰入の段階的解消（令和 6 年度）の目標を設定。
- ◆ ②上記目標を経営戦略等に明記することにより、3 年毎の使用料改定を継続的に実施。これにより、審議会や住民理解における抵抗感を下げている。
- ◆ ③長期・継続的に使用料改定を検討・実施する中で、職員の定期的異動においてもノウハウや資料等を引き継いでいる。
- ◆ ④令和元年度から 2 年度にかけて使用料改定について審議し、新使用料の審議も実施したが、新型コロナにより改定を見送り、次年度審議会にて再審議としている。

## iii. 使用料改定の概要

現行使用料の改定では、従量使用料の累進度を下げています。

図表 2-17 使用料改定時期・平均改定率・新旧使用料体系等

現行使用料の改定年月日	平成30年10月1日
平均改定率	10.0%
家庭用20㎡/月使用料（税抜）	2,310円
使用料算定期間	3年間

旧使用料の改定年月日	平成27年4月1日
平均改定率	20.6%
家庭用20㎡/月使用料（税抜）	2,190円

※平均改定率は平均使用料単価の改定率

現行の使用料体系（円、1か月、税抜）			（増減率）
基本使用料	基本水量10㎡	1,040	(0.0%)
従量使用料 （1㎡あたり）	11～20㎡	127	(10.4%)
	21～50㎡	139	(10.3%)
	51～200㎡	150	(10.3%)
	201㎡～	161	(10.3%)
従量使用料の累進度※		1.27	

※最大水量区画単価/最小水量区画単価

旧使用料体系（円、1か月、税抜）			（増減率）
基本使用料	基本水量10㎡	1,040	(26.8%)
従量使用料 （1㎡あたり）	11～20㎡	115	(23.7%)
	21～50㎡	126	(21.2%)
	51～200㎡	136	(19.3%)
	201㎡～	146	(17.7%)
従量使用料の累進度※		1.27	

参考：旧々使用料体系（1か月、税抜）

基本使用料	基本水量10㎡	820
従量使用料 （1㎡あたり）	11～20㎡	93
	21～50㎡	104
	51～200㎡	114
	201㎡～	124
従量使用料の累進度※		1.33

#### iv. 使用料改定の理由

令和6年度の基準外繰入金解消に向けて、段階的な改定水準が決定されました。

図表 2-18 使用料改定の理由

使用料改定の理由	改定水準	<ul style="list-style-type: none"><li>・法適化を目指すにあたって、下水道事業として、基準外繰入を解消することが長期の方向性（目標感）となりました。</li><li>・長期の方向性を実現するため、平成23年度に下水道計画を策定し、3年毎に使用料改定をすることを明記しました。その後、平成26年度に約2割の改定を実施しました。</li><li>・さらに、平成29年度に経営戦略を策定し、令和6年度までに基準外繰入金を解消する目標を明記することにより、目標達成に必要な改定率も明確化されました。</li><li>・経営戦略に基づき、現行使用料である平成29年度の改定検討時には、目標達成に必要な2割の他に1割のパターンを審議会に提示し、小口使用者の負担軽減を理由に1割で決定を実施しました。</li><li>・なお、令和3年度改定に向けて、目標達成に必要な11.7%、目標達成を令和12年度とした場合に必要な5.9%のパターンを審議会に提示し、検討・審議を実施するも、新型コロナにより見送りとなり、次年度の再審議となっています。</li></ul>
	使用料体系	<ul style="list-style-type: none"><li>・現行使用料の平成29年度の改定検討時には、基本使用料割合や従量使用料累進度を変更する案も提示しましたが、一律アップで決定しました。</li><li>・使用料水準2割アップの使用料体系案は、基本使用料・従量使用料いずれも一律アップ、1割アップの使用料体系案は、基本使用料は据置・従量使用料は一律アップで提示し、小口使用者負担軽減を理由に後者で決定しました。</li><li>・平成27年度までの改定では、従量使用料単価は全水量区画で同額の増額（累進度は低下）としていましたが、平成30年度改定では増加率を一律（累進度は維持）としました。</li><li>・なお、令和3年度改定に向けた審議会では、①目標達成に必要な改定率の使用料体系案と、②小口使用者負担軽減策を取り入れ、改定率を抑えた使用料体系案の2案を提示しました。</li></ul>

## v. 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

図表 2-19 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

取り組み内容	具体的な取り組み内容・効果
接続の徹底	水洗化率の向上。

## vi. 使用料改定作業の内容等

前任者から聞き取りをしながら作業を進めました。また、審議会には目標より低めの改定率の案も提示しながら審議をいただきました。

図表 2-20 使用料改定作業の内容

使用料改定の作業内容等	使用料検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料検討に先立って、県内の使用料、普及率、整備率、人口等の基礎情報を収集し、比較分析するとともに、審議会に提示・説明しました。</li> <li>・前任者（嘱託雇用により市内に在籍）から引き継がれた財政推計ファイルを基に、前任者から聞き取りをしながら、財政推計・使用料検討を実施しました。</li> </ul>
	財政推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政推計は、経営計画や経営戦略の費用支出等の推計結果を活用しながら実施し、使用料改定案の作成は、水洗化率や有収率等を検討しながら自前で実施しました。</li> <li>・3か月程度かけて使用料改定案を検討しましたが、あと1～2か月時間があれば、少しは余裕を持ちながら進められたと考えています。</li> </ul>
	市内調整 審議会・ 議会対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度の経営計画策定にあたっては、首長説明および大口使用者ヒアリングを実施し、段階的な使用料改定による基準外繰入金を解消することとなりました。</li> <li>・審議会には、目標達成に必要な改定水準は1パターンですが、かなり高い目標であると認識していたため、複数パターンの改定案を提示しました。低めの改定率のパターン（目標年度を先送り）でもやむを得ないという認識の中で説明し、審議いただきました。</li> <li>・令和3年度改定に向けた審議では、20㎡/月の使用料が県内トップとなる改定案を提示せざるを得ないなかで、企業努力で県内で最も高額にならないようにできないかという意見をいただきました。</li> <li>・人口減少や環境保全、基準外繰入等は、市全体で考えていくべき問題という意見をいただいております。今後の使用料改定は、下水道事業単体ではなく、関係部署との連携が求められると認識しています。</li> </ul>
	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌には、審議会開催、審議会実施状況、審議結果の3回を掲載しました。</li> <li>・大口使用者には個別通知と説明を実施しました。</li> </ul>

## vii. 労力を要した、困難を感じた点と対応策

図表 2-21 労力を要した、困難を感じた点と対応策

労力を要した点	対応策
・労力を要した点は、財政計画などの審議会資料作成。	・他市の審議会資料等を参考にして、資料を作成しました。
困難を感じた点	対応策
・困難を感じた点は、審議委員への説明。	・複数の改定案をご提示するとともに、他市の審議会を参考にして説明しました。

## viii. 今後の展望

図表 2-22 今後の展望

今後の展望
・次年度における使用料改定の再審議については、改定率5.9%改定を軸に審議される可能性が高いと考えており、そうなると令和6年度の目標達成は微妙と捉えています。 ・また、前述の通り、県内での使用料水準も高くなるため、県内での位置づけの審議対応も必要となると考えています。その意味では経営努力としての水洗化率向上、不明水削減等への要請も強くなると考えています。

## ix. 公表資料

山梨市においては、上下水道料金のホームページが設置されており、審議会議事録概要等が公開されています。当該ホームページは以下の通りです。

( <https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/citizen/docs/2011-0830-0912-60.html> )

## x. 使用料改定に関するスケジュール

図表 2-23 使用料改定に関するスケジュール

※令和2年度の検討スケジュール。12月以降（色付き部分）は使用料改定が見送られたため、当初スケジュールを掲載

	令和2年度												令和3年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
①財政・使用料検討	→		→																	
②県内使用料調査			→																	
④庁内調整	首長等 打診		第1回 出席					第5回 出席												
⑤審議会開催	委員選定 依頼		第1回		第2回 第3回		第4回 第5回 (答申)													
⑦議会对応					9月議会 所信表明				改定議案 上程						条例 改正				新使用料 開始	
⑧広報・周知					10月号 広報掲載											8・9月号広報 掲載 HP掲載				

## 2.4. 兵庫県豊岡市

### i. 事業概要

豊岡市公共下水道事業の概要は下表の通り。平成25年度から平成30年度にかけて、経費回収率が大幅に上昇して100%超を達成しているとともに、汚水処理原価も大幅に減少しています。

図表 2-24 豊岡市公共下水道事業の概要

供用開始年度	昭和57年度
法適用年度	平成22年度
接続方式	単独処理
処理方式	分流式
総務省類型	Bd1（処理区域内人口密度50人/ha未満・経過年数30年以上）

	平成20年度	平成25年度	平成30年度
行政人口（人）	89,762	86,173	81,416
処理区域内人口（人）	46,035	45,824	48,760
有収水量（m <sup>3</sup> ）	5,349,299	5,326,576	5,731,814
普及率（%）	51.3%	53.2%	59.9%
水洗化人口（人）	40,871	45,264	45,938
水洗化率（%）	88.8%	98.8%	94.2%
経費回収率（%）	66.0%	71.3%	115.2%
使用料単価（円/m <sup>3</sup> ）	163.0	163.0	180.2
汚水処理原価（円/m <sup>3</sup> ）	247.0	228.7	156.4
	うち維持管理費	129.6	91.4
	うち資本費	84.2	65.1

※汚水処理原価は法適用前後で算出方法が異なることに留意が必要

（出典）総務省「地方公営企業年鑑」各年度版、「類似団体区分団体一覧」令和元年度

## ii. 使用料改定における特色

- ◆ ①毎年度の起債時に財政計画を策定し、使用料改定の必要性を継続的に首長に説明し、理解を醸成。
- ◆ ②使用料改定に先立ち処理区統合計画（市内47カ所の処理場を18カ所に統廃合）を策定し、その効果額を財政推計に反映。
- ◆ ③交付税に長けた職員を配置するとともに、財政部門と協議し、独自の繰入基準を決定することにより、改定水準を検討。
- ◆ ④使用料改定後に策定した経営戦略には3年後の使用料改定検討を明記（ただし、新型コロナ対応のため1年延期）。

## iii. 使用料改定の概要

現行使用料の改定では、従量使用料の累進度を下げています。

図表 2-25 使用料改定時期・平均改定率・新旧使用料体系等

現行使用料の改定年月日	平成28年4月1日
平均改定率	11.3%
家庭用20㎡/月使用料（税抜）	3,100円

旧使用料の改定年月日	平成17年4月1日
平均改定率	—
家庭用20㎡/月使用料（税抜）	2,750円

使用料算定期間	5年間
---------	-----

※市町村合併に伴う使用料統一であり、旧市町体系との10%以上の差額は3年間の経過措置とした

現行の使用料体系（円、1か月、税抜）			（増減率）
基本使用料		600	(20.0%)
従量使用料 （1㎡あたり）	～10㎡	80	(6.7%)
	11～30㎡	170	(13.3%)
	31～50㎡	195	(11.4%)
	51～100㎡	220	(10.0%)
	101～500㎡	245	(8.9%)
	501㎡～	260	(4.0%)
従量使用料の累進度※1		3.25	
従量使用料の累進度※2		1.86	

旧使用料体系（円、1か月、税抜）		
基本使用料		500
従量使用料 （1㎡あたり）	～10㎡	75
	11～30㎡	150
	31～50㎡	175
	51～100㎡	200
	101～500㎡	225
	501㎡～	250
従量使用料の累進度※1		2.67
従量使用料の累進度※2		2.00

※1 最大水量区画単価/最小水量区画単価

※2 最大水量区画単価/10㎡使用時の単価（豊岡市の算出方法）

#### iv. 使用料改定の理由

企業債償還金等に係る補填財源不足額を目安に改定水準が決定されました。

図表 2-26 使用料改定の理由

使用料改定の理由	改定水準	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村合併に伴う使用料統一以降、毎年度の起債検討時において長期財政計画を作成しており、平成28年度以降は企業債償還金等に係る資金（補填財源）が不足する見込みでした。そこで、水道料金改定後の平成23年度に、補填財源不足の解消を目的に資金収支ベースで必要額を改定しました。</li><li>・また、使用料改定検討に先立ち、平成23年度に処理区統合計画を策定し、削減見込み額を財政計画に反映させて改定率を算出しました。</li><li>・財政部署との協議により、豊岡市独自の繰入基準を整理するとともに、10年間の安定的な経営を可能とする水準として、資金不足額の半分を一般会計繰入金で、残り半分を使用料で負担しあう改定水準としました。</li></ul>
	使用料体系	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村合併に伴う使用料統一時に、基本水量は旧豊岡市に合わせて廃止済みでした。</li><li>・安定的な収入確保の面から基本使用料の割合を高めること、近隣比較では大口使用者の使用料が高いことから、従量使用料累進度を低下させる方向で検討しました。</li><li>・基本使用料の2案に各々4案の従量使用料累進度とする8案を審議会に提示しました。基本使用料は近隣に比べて低いこともあり事務局推薦案で、従量使用料累進度は事務局推薦案の1.8ではなく1.85で結審し、“今後は他団体等の状況を加味しながら検討していく”という附帯意見が明記されました。</li></ul>

図表 2-27 審議会に提示した使用料改定案

		旧使用料体系(円)	改定案 1 (円)	改定案 2 (円)	改定案 3 (円)	改定案 4 (円)
基本使用料		500	560	560	560	560
従量使用料 (1㎡あたり)	～10㎡	75	83	84	84	84
	11～30㎡	150	167	169	171	173
	31～50㎡	175	194	197	198	199
	51～100㎡	200	222	224	222	220
	101～500㎡	225	250	245	243	241
	501㎡～	250	278	266	259	252
従量使用料の累進度※1		3.33	3.35	3.17	3.08	3.00
従量使用料の累進度※2		2.00	2.00	1.90	1.85	1.80

		旧使用料体系(円)	改定案 5 (円)	改定案 6 (円)	改定案 7 (円)	改定案 8 (円)
基本使用料		500	600	600	600	600
従量使用料 (1㎡あたり)	～10㎡	75	79	80	80	80
	11～30㎡	150	167	168	170	172
	31～50㎡	175	193	196	197	198
	51～100㎡	200	221	222	220	218
	101～500㎡	225	249	247	245	243
	501㎡～	250	277	266	259	252
従量使用料の累進度※1		3.33	3.51	3.33	3.24	3.15
従量使用料の累進度※2		2.00	1.99	1.90	1.85	1.80

#### v. 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

施設統廃合の他、職員数削減、汚泥処理の共同化、未接続世帯訪問等、ハード・ソフト両面で収支構造改善策を実施しています。

図表 2-28 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

取り組み内容	具体的な取り組み内容・効果
広域化・共同化	施設の統廃合による維持管理費・更新費の削減。
組織・定員の見直し（組織統廃合、定員増減、再雇用活用）	組織体制の見直しによる人件費（職員数）の削減。
処理場の運転管理方法の見直し	下水汚泥処理の共同化などによる委託料の削減。
調達方法見直し（電力契約先、入札方法の変更等）	長期継続契約による委託料の削減。
業務改善・効率化（システム導入、文書・手続きの簡略化等）	効率的な経営のための民間委託の導入、企業債の繰上償還（借換）による支払利息の削減。
接続の徹底	未接続世帯訪問による接続依頼。

## vi. 使用料改定作業の内容等

前任者から聞き取りをしながら作業を進めました。また、審議会には目標より低めの改定率の案も提示しながら審議をいただきました。

図表 2-29 使用料改定作業の内容（その1）

使用料改定の作業内容等	使用料検討	<p>①現行使用料の検討内容</p> <p>ア)事前作業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市町村合併に伴う使用料統一以降、毎年度の起債検討時において長期財政計画を作成し、平成28年度以降は企業債償還金等に係る資金（補填財源）が不足する見込みとなりました。また、この点につき、適時首長に説明し、“いつかは使用料改定が必要”という認識を醸成してきました。</li><li>・使用料改定検討に先立ち、平成23年度に処理区統合計画（事業期間は平成24～令和4年度、特環・農集・漁集・コンプラで合計47か所ある処理施設を18か所に統合）を策定し、維持管理費の削減見込み額（令和5年度には134百万円/年、平成28～令和7年度の10年間で総額892百万円）を算出し、経営改善・経費削減策を整理し、その後の財政推計に反映しました。</li></ul> <p>イ)体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・使用料改定検討に先立ち、繰入金水準に影響を与える交付税算定に長けた職員を使用料改定の主担当者として配置しました。</li><li>・経営分析及び他市町との経営状況の比較検討業務を委託しました。</li></ul> <p>ウ)検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・使用料水準の検討に先立ち、総務省の繰出基準では分流式下水道に要する経費や高資本費対策に要する経費等の明確な数値基準がないこと、他方、国の地方財政計画上は明確な交付税算定基準があることや都市計画税も財源とされていることから、豊岡市独自の繰入基準を整理する必要性がありました。</li><li>・主担当者と財政部署との協議により、豊岡市独自の繰入基準を整理するとともに、10年間の安定的な経営を可能とする水準として、資金不足額の半分を一般会計繰入金で、残り半分を使用料で負担しあう改定水準としました。</li><li>・使用料体系については、①安定的な収入確保の面から基本使用料の割合を高めること、②近隣比較で大口使用者の使用料が高いことから従量使用料累進度を低下させる方向で検討しました。</li><li>・基本使用料の2案に各々4案の従量使用料累進度（累進度維持1案と累進度低下を3案）とする下記の8案を作成しました。</li><li>・答申案の使用料体系について、31～50㎡の従量使用料単価を196円から195円に、501㎡からの従量使用料単価を259円から260円に5円単位で整理して現行使用料体系としました。</li></ul>
-------------	-------	---

図表 2-30 使用料改定作業の内容（その2）

使用料改定の作業内容等	財政推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・”市独自の繰出基準による繰入金見直し”と”必要な使用料改定”を一体的に検討できる財政推計ファイルをエクセルで市の担当者が作成しました。</li> <li>・使用料収入推計及び使用料体系案の検討は、調定データに基づき実施したが、水量区画別の将来水量までは推計していない。調定データの水量区画別の水量割合を用いて従量使用料累進度の案を試算しました。</li> <li>・雨水会計分については、維持管理費及び資本費の推計値を雨水負担金として計上。なお、元利償還金は、減価償却費から長期前受け金を控除した額の汚水・雨水の比率で按分しました。</li> </ul>
	庁内調整 審議会・ 議会対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前述の通り、市町村合併後は適時使用料改定の必要性を首長に説明し、理解を醸成するとともに、使用料改定検討の早期段階で、前述の財政部署との協議を実施しました。</li> <li>・審議会では、基本使用料は近隣よりも低かったこともあり事務局推薦案で、従量使用料累進度は使用料の安定的確保の観点から事務局推薦案の1.8ではなく1.85となったが、”今後は他団体等の状況を加味しながら検討していく”という附帯意見を付けて結審しました。</li> <li>・審議会においては、借入金の返済原資不足を理由と説明し、改定水準の理解を得ました。総括原価方式よりも一般市民の理解は得やすかったと感じています。また、使用料体系について、基本使用料の改定幅及び標準的な家庭の20～30㎡での改定率が高くなる点は、近隣比較において高くない額であることを説明し、理解を得ました。また、累進度を下げる点は、近隣比較で高くなっており是正が必要であることを説明し、理解を得ました。</li> </ul>
	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会設置の早期から水関連広報誌に検討状況を掲載するとともに、答申時には別途市民説明会を実施。また、改定後は検針時のチラシ配布を4カ月間実施しました。</li> <li>・市民説明会用では、”平均改定率の抑制（10%以内）”及び”下水への未接続市民との負担の不公平感の解消策”について質疑があり、前者については”平均改定率を低くすると次回以降の改定で高い改定率にせざるを得ないこと”、後者については”し尿処理負担金を同じ改定率で改定すること”を説明し、理解を得ました。</li> </ul>

## vii. 労力を要した、困難を感じた点と対応策

図表 2-31 労力を要した、困難を感じた点と対応策

労力を要した点	対応策
・労力を要した点は、改定率や施設の統廃合、普通交付税等を考慮した長期財政計画のシミュレーション作成。	・毎年度起債時に作成している財政計画等を活用しながら、交付金算定に長けた職員を配置することにより作成しました。
困難を感じた点	対応策
・困難を感じた点は、一般会計との繰出金の見直し・調整。	・交付金算定に長けた職員を配置するとともに、早期段階で財政部門と協議をすることにより調整しました。

## viii. 今後の展望

図表 2-32 今後の展望

今後の展望
・今後については、経営戦略に平成32年度には中間見直しをすることを明記していましたが、新型コロナウイルスにより中間見直しは1年延期となっています。また、令和6年度には補填財源不足額が発生する財政計画となっており、使用料改定の検討についても明記しています。 ・なお、前述の通り、使用料算定期間は5年ですが、10年間の安定経営を目標として繰出基準と使用料改定水準を決定したため、当面改定は不要と捉えています。ただし、令和6年度には補填財源不足が発生するとともに、折半となった補填財源不足額の負担方法の見直しも必要と考えており、水道料金改定の実施後に本格的な検討が必要と考えています。

## ix. 公表資料

豊岡市においては“下水道使用料の改定（平成28年4月1日から）”のホームページが設置されており、審議会資料及び議事録、経営戦略等が公開されています。当該ホームページは以下の通りです。

(<https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/jogesuido/gesuido/1001065.html>)



## 2.5. 岡山県美作市

### i. 事業概要

美作市公共下水道事業の概要は下表の通り。平成20年度から平成25年度にかけて、経費回収率が大幅に上昇するとともに、平成25年度から平成30年度にかけて使用料単価が上昇しています。

図表 2-34 美作市公共下水道事業の概要

供用開始年度	平成元年度
法適用年度	平成21年度
接続方式	単独処理
処理方式	分流式
総務省類型	Cd1（処理区域内人口密度25人/ha未満・経過年数30年以上）

	平成20年度	平成25年度	平成30年度
行政人口（人）	32,512	30,124	27,604
処理区域内人口（人）	7,521	7,294	8,440
有収水量（m <sup>3</sup> ）	1,081,028	1,023,630	1,118,138
普及率（%）	23.1%	24.2%	30.6%
水洗化人口（人）	5,814	6,276	7,428
水洗化率（%）	77.3%	86.0%	88.0%
経費回収率（%）	53.0%	100.0%	90.7%
使用料単価（円/m <sup>3</sup> ）	136.3	135.0	151.1
汚水処理原価（円/m <sup>3</sup> ）	257.1	135.0	166.5
	うち維持管理費	134.0	144.6
	うち資本費	155.8	22.0

（出典）総務省「地方公営企業年鑑」各年度版、「類似団体区分団体一覧」令和元年度

## ii. 使用料改定における特色

- ◆ ①市町村合併以降、使用料体系の統一を段階的に実施し、現行使用料改定時に経営改善を目的とした水準改定と使用料体系統一を実施。
- ◆ ②使用料改定に先立って策定した中期経営計画に使用料適正化等の対応の必要性を明記。
- ◆ ③使用料改定に先立って処理場統廃合を含む各種経費削減策を検討・実施。
- ◆ ④改定水準の検討にあたって、収支均衡目標や基準外繰入金について財政部門と協議を実施。
- ◆ ⑤使用料改定においては、収支均衡と使用料体系統一という明確な目標を設定して、検討、調整を実施。

## iii. 使用料改定の概要

現行使用料の改定において、1割の改定と使用料体系の統一を実現しました。

図表 2-35 使用料改定時期・平均改定率・新旧使用料体系等

現行使用料の改定年月日	平成28年10月1日
平均改定率1※	10.0%
家庭用20㎡/月使用料（税抜）	2,930円
使用料算定期間	1年間

※1 20㎡/月の使用料で算定

旧使用料の改定年月日	平成18年11月1日
平均改定率1※	-0.09%
家庭用20㎡/月使用料（税抜）※2	2,720円
家庭用20㎡/月使用料（税抜）※3	2,660円
家庭用20㎡/月使用料（税抜）※4	2,240円

※1 各地区20㎡/月の使用料の平均値で算定

※2 旧大原・作東・東栗倉の使用料

※3 旧美作・勝田の使用料

※4 旧英田の使用料

現行の使用料体系（円、1か月、税抜）

全市での使用料体系（使用料統一の実現）

			(増減率)
基本使用料	基本水量6㎡	900	(0.0%)
従量使用料	(1㎡あたり)	145	(11.5%)

旧使用料体系（円、1か月、税抜）

旧大原・作東・東栗倉の使用料

基本使用料	基本水量6㎡	900
従量使用料	(1㎡あたり)	130

旧美作・勝田の使用料

基本使用料	基本水量6㎡	840
従量使用料	(1㎡あたり)	130

旧英田の使用料

基本使用料	基本水量6㎡	840
従量使用料	(1㎡あたり)	100



#### iv. 使用料改定の理由

企業債償還金等に係る補填財源不足額を目安に改定水準が決定されました。

図表 2-36 使用料改定の理由

使用料改定の理由	改定水準	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用料改定に先立ち、平成27年8月に「下水道事業中期経営計画（改正版）」を策定し、汚水私費達成のための使用料適正化、3,000円/20m<sup>3</sup>・月の実現、さらには使用料体系の統一の必要性を明記していました。</li><li>・市町村合併以降、使用料体系の統一とともに、経営改善のための使用料改定の必要性は認識していました。</li><li>・以降、使用料体系の段階的な統一を優先して実施し、現行使用料への改定時に、高資本費対策に要する経費の繰入を前提とした収支均衡（経常収支比率100%）を目標に改定水準を検討・実施しました。ただし、資金収支不足は解消されておらず、基準外繰入金により資金不足を解消していません。</li><li>・使用料改定における収支均衡の目標や基準外繰入の方法については、財政部局との協議により決定しました。</li></ul>
	使用料体系	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村合併以降、段階的な使用料改定により使用料体系を統一しました。（平成18年4月1日の改定により基本水量を10m<sup>3</sup>で統一（基本使用料・従量使用料単価は旧市町で異なる4体系が併存）、平成18年11月1日の改定により基本水量を6m<sup>3</sup>に減少（基本使用料・従量使用料単価は旧市町で異なる3体系が併存）、平成28年10月1日の改定により、旧6町村の使用料体系を統一）</li><li>・現行使用料体系の検討においては、基本使用料及び従量使用料単価の統一が目的であったため、従量使用料への累進制の導入等、個別負担方法の変更については検討していません。</li></ul>

## v. 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

施設統廃合の他、職員数削減、汚泥処理の共同化、未接続世帯訪問等、ハード・ソフト両面で収支構造改善策を実施しています。

図表 2-37 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

取り組み内容	具体的な取り組み内容・効果
広域化・共同化	27ある処理場の統廃合を進めています。
調達方法見直し（電力契約先、入札方法の変更等）	電気契約の内、高圧電気の契約業者を入札で見直し。
業務改善・効率化（システム導入、文書・手続きの簡略化等）	上下水道料金をコンビニ払いやPayPay等の電子決済に対応。
下水道施設・未利用資源の有効活用	統合により使用しなくなった施設を、災害備蓄倉庫として活用。
不明水対策	管路更生や雨水侵入箇所の調査を実施。排水設備誤接続による雨水侵入箇所を発見。
その他	ストックマネジメント計画として標準耐用年数を過ぎている施設の延命化を図り、国の補助事業を取り入れながら改築更新を進めています。

## vi. 使用料改定作業の内容等

収支均衡（経常収支比率 100%）を達成する改定水準と使用料体系統一を目標に作業を進めました。

図表 2-38 使用料改定作業の内容

使用料改定の作業内容等	使用料検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前任者から引き継がれた資料や決算統計等を基に、下水道部門の職員が検討を実施しました。主担当者は前任部署が財政部門であり、経験が生かされている面もあると考えられます。</li> <li>・改定水準については、現行使用料の改定率の他にも、高資本費対策に要する経費の繰入を前提とした収支均衡（経常収支比率100%）を目標は変えずに複数案を検討し、結果として改定前後の使用料の差が大きくなならない案で決定しました。</li> <li>・現行使用料体系の検討においては、基本使用料及び従量使用料単価の統一を目的として検討したため、従量使用料への累進制の導入等、個別負担方法の変更については検討していません。</li> </ul>
	財政推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政推計は、経営計画や経営戦略の費用支出等の推計結果を活用しながら、使用料改定案の作成は、水洗化率や有収率等を検討しながら自前で実施しました。</li> <li>・経営戦略の投資財源計画の様式に従って財政推計を実施しました。なお、公共下水道、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業、生活排水処理事業の各事業で財政推計を実施しました。</li> </ul>
	庁内調整 審議会・ 議会对応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政部門とは、改定水準検討にあたって収支均衡の目標設定及び基準外繰入の在り方を協議しました。</li> <li>・議会对応においては、使用料改定前後で負担増となるため、事前説明等を実施し、ご理解を得ています。</li> <li>・審議会、住民説明会は実施していません。</li> </ul>
	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決後に市のホームページや広報誌による広報誌を実施しました。</li> </ul>

## vii. 労力を要した、困難を感じた点と対応策

図表 2-39 労力を要した、困難を感じた点と対応策

労力を要した点	対応策
・労力を要した点は、高資本費対策経費の基準に合わせるため、改定前の有収水量及び下水道使用料を基に使用料単価を算定し、その後の予測を行う作業。	・前任者からの資料を引き継ぐとともに、決算統計等の保有データを活用しながら作成しました。
困難を感じた点	対応策
・困難を感じた点は、旧町村によるが、使用料が高くなるため、議会及び住民の理解を得ること。	・議会への対応は委員会等で事前説明を行い、住民への対応は美作市HPや広報により事前にお知らせを行い、理解を得ました。

## viii. 今後の展望

図表 2-40 今後の展望

今後の展望
・今後については、資金収支不足補填のための基準外繰入は継続しているものの、使用料改定の検討については未定です。

## ix. 公表資料

美作市においては、上下水道料金のホームページがあり、「下水道事業中期経営計画」が公開されています。当該ホームページは以下の通りです。

(<http://www.city.mimasaka.lg.jp/shimin/kurashi/jougesui/gesui/1581299822937.html>)

## 2.6. 熊本県合志市

### i. 事業概要

合志市公共下水道事業の概要は下表の通り。平成20年度から平成30年度にかけて、経費回収率が上昇し、平成25年度から30年度にかけて汚水処理原価も減少しています。

図表 2-41 合志市公共下水道事業の概要

供用開始年度	昭和56年度
法適用年度	平成27年度
接続方式	流域接続
処理方式	分流式
総務省類型	Bc1（処理区域内人口密度50人/ha以上・経過年数30年以上）

	平成20年度	平成25年度	平成30年度	
行政人口（人）	54,692	58,237	62,343	
処理区域内人口（人）	41,005	44,207	48,041	
有収水量（m <sup>3</sup> ）	4,393,097	4,420,243	4,743,024	
普及率（%）	75.0%	75.9%	77.1%	
水洗化人口（人）	40,393	43,569	47,672	
水洗化率（%）	98.5%	98.6%	99.2%	
経費回収率（%）	81.7%	86.0%	88.4%	
使用料単価（円/m <sup>3</sup> ）	87.4	112.0	106.9	
汚水処理原価（円/m <sup>3</sup> ）	107.0	130.2	120.8	
	うち維持管理費	63.2	69.3	70.2
	うち資本費	43.8	60.9	50.7

（出典）総務省「地方公営企業年鑑」各年度版、「類似団体区分団体一覧」令和元年度

## ii. 使用料改定における特色

- ◆ ①職員増員と経営戦略及びストックマネジメントにおける外部委託の活用により体制とノウハウを確保。
- ◆ ②使用料改定に先立ち、処理場廃止と流域接続、使用料徴収等の委託化等の経費削減策を実施。
- ◆ ③法適化により赤字決算となるなか、使用料改定と同時並行で経営戦略を策定し、13年間で3回の改定により経費回収率100%を達成する目標を設定。
- ◆ ④近隣との使用料体系比較及び将来の人口減少に備えて、基本使用料のアップと累進従量制の使用料体系を導入。
- ◆ ⑤審議会では改定案をきめ細かく提示し、説明することにより合意を得るとともに、今後の使用料体系についても意見を聴取。

## iii. 使用料改定の概要

現行使用料の改定では、従量使用料に累進制を導入しています。

図表 2-42 使用料改定時期・平均改定率・新旧使用料体系等

現行使用料の改定年月日	令和1年9月1日
平均改定率	10.0%
家庭用20m <sup>3</sup> /月使用料（税抜）	2,250円
使用料算定期間	3年間

旧使用料の改定年月日	平成25年4月1日
平均改定率※	10~18%
家庭用20m <sup>3</sup> /月使用料（税抜）	2,140円

※市内の生活排水処理5事業の改定率の幅

現行の使用料体系（円、1か月、税抜）			（増減率）
基本使用料	基本水量8m <sup>3</sup>	750	(7.1%)
従量使用料 （1m <sup>3</sup> あたり）	9~20m <sup>3</sup>	125	(4.2%)
	21~30m <sup>3</sup>	130	(8.3%)
	31~40m <sup>3</sup>	135	(12.5%)
	41~100m <sup>3</sup>	140	(16.7%)
	101m <sup>3</sup> ~	150	(25.0%)
従量使用料の累進度※		1.20	

※最大水量区画単価/最小水量区画単価

旧使用料体系（円、1か月、税抜）		
基本使用料	基本水量8m <sup>3</sup>	700
従量使用料	（1m <sup>3</sup> あたり）	120

累進制  
導入

参考：旧々使用料体系（1か月、税抜）	
旧々使用料の改定年月日	平成20年10月1日
※市町村合併による使用料統一	
基本使用料	基本水量8m <sup>3</sup> 600

#### iv. 使用料改定の理由

経営戦略に基づく3段階の改定の初回改定として改定水準を決定するとともに、人口減少に備えて従量使用料への累進制導入を決定しました。

図表 2-43 使用料改定の理由

使用料改定の理由	改定水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度の法適化により、翌年度から2年連続赤字決算となったなかで総務省から経営戦略策定要請があったとともに、市長及び財政部門から基準外繰入金削減が要請されたことがきっかけとなりました。なお、当時は基準外繰入金的水準が近隣比較で高い一方、使用料は低い状況でした。</li> <li>その上で、経費回収率アップ、累積欠損金の解消、更新・耐震化の財源確保を目標として必要な改定水準が約30%となりました。</li> <li>経営戦略策定において、総合計画期間に合わせて13年間で3回、各々10%の改定を織り込んだ投資・財源計画とし、経費回収率100%達成や累積欠損金解消等を目標達成の定量目標としました。</li> </ul>
	使用料体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的な人口減少に備えるため、基本使用料を上げることを審議会に提案し、ご理解をいただきました。</li> <li>さらに、県内近隣14団体中、11団体が累進制の従量使用料を採用しているとともに、全国的に7割が累進制を採用していることから、従量累進制の導入を審議会に提案し、近隣団体比較において、累進制を採用しても大口使用者の使用料の水準が県内において中位に留まることから、大きな異論無く、ご理解をいただきました。</li> </ul>

#### v. 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

図表 2-44 使用料改定と併せて実施した収支構造改善の取り組み内容

取り組み内容	具体的な取り組み内容・効果
広域化・共同化	公共下水道の処理場を廃止し、平成28年度から県の流域下水道へ接続。
組織・定員の見直し（組織統廃合、定員増減、再雇用活用）	平成31年4月に水道局上下水道課が水道課、下水道課に分課し、下水道事業職員が2名増、令和2年度4月に1名増。
官民連携手法の導入	使用料徴収については民間に委託(平成24年度から)。
接続の徹底	令和元年度から民間委託し、接続勧奨を実施。

## vi. 使用料改定作業の内容等

長期段階的な改定方法とともに、その初回の改定水準及び使用料体系を決定しました。

図表 2-45 使用料改定作業の内容（その1）

使用料改定の作業内容等	使用料検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料水準について審議会には、経営戦略期間中の約30%改定について合意をいただいたうえで、①1回目15%→2回目10%→3回目5%で令和9年度に黒字化、②1回目10%→2回目10%→3回目10%で令和9年度に黒字化、③1回目15%→2回目15%→3回目小規模改定で令和5年度に黒字化、④1回目30%で令和2年度に黒字化のパターンを提示し、ケース②で合意をいただきました。</li> <li>・使用料体系について基本使用料は、使用料水準の各ケースごとに①700円（現状維持）、②800円、③900円のケースを単一従量制と累進従量制を併記して提示し、累進従量制導入の合意を得たうえで、さらに基本使用料を①700円（現状維持）、②750円、③800円で従量累進度に差をつけたケースを提示し、ケース②で合意をいただきました。</li> </ul>
	財政推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政推計は経営戦略の委託で実施し、その際model-Gをベースにしてエクセルで財政推計を実施しました。</li> <li>・上記の詳細な使用料水準と使用料体系の各ケースにおける使用料収入推計については、水量区画別水量と件数から使用料が計算できるエクセルファイルを職員が別途作成して実施しました。</li> </ul>
	庁内調整 審議会・ 議会対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略及びストックマネジメントの委託を予算化・実施して体制や資源を確保しました。</li> <li>・さらに、平成30年度には財政部門から下水道部門への職員異動が実施されるとともに、平成31年度にはストックマネジメント対応の必要性から職員2名を増員しました。なお、企業会計への対応は苦勞しており、当初は審議会資料も勉強しながら作成していました。</li> <li>・首長からは基準外繰入金金の削減を要請されており、経営戦略策定の検討時点から審議会まで、進捗の都度報告をしていました。首長としては審議会答申を尊重する姿勢で本件に対応いただきました。</li> <li>・議会については、審議会委員に2名入っていただき、意見をお聞きするなかで議員選挙があったため、選挙争点になるのを避けるよう審議を進捗させる等の配慮をしました。</li> <li>・審議会は、議員、行政区長、公募市民でバランスをとって委嘱しました。使用料水準については、赤字（累積欠損金）解消という目的から、経営戦略期間中での約30%改定及び段階的な改定幅の選択についても、10%×3回でスムーズに合意をいただきました。</li> </ul>

図表 2-46 使用料改定作業の内容（その2）

使用料改定の作業内容等	庁内調整 審議会・ 議会对応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料体系についても、累進従量制の導入自体は一般市民への配慮という面からスムーズに合意をいただきました。基本使用料の改定幅及び累進度については、一般市民への配慮のため現状維持がよいという意見が出る中で、基本使用料の改定幅を細かく再提示し、将来の人口減少・少子高齢化に備えるため、また、次回改定に備えるためにも、広く薄く負担増を図ることが望まれるという意見が出され、750円のパターンで合意をいただきました。</li> </ul>
	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会状況で2回、答申で1回、改定内容で1回を広報誌に掲載しました。</li> <li>・また、検針時のポスティングも2回実施しました。広報誌、ポスティングチラシとともにホームページに審議経過、結果等を掲載しました。</li> <li>・さらに、大口使用者には別途郵送での個別通知を実施しました。</li> </ul>

### vii. 労力を要した、困難を感じた点と対応策

図表 2-47 労力を要した、困難を感じた点と対応策

労力を要した点	対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労力を要した点は、使用料改定水準のパターン検討、使用料体系のパターン検討等、使用料改定に伴う資料作成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前任者からの資料を引き継ぐとともに、決算統計等の保有データを活用しながら作成しました。</li> </ul>
困難を感じた点	対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難を感じた点は、議員や市民で構成される審議会委員への説明と理解を得ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会の回数を年6回（通常は年2回）開催することで、説明及び審議時間を確保しました。</li> </ul>

### viii. 今後の展望

図表 2-48 今後の展望

今後の展望
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後については、今後、4年ごとに2回目・3回目の改定を予定していますが、具体策については白紙の状態です。なお、当市を含めてこの近隣では、熊本市の使用料が目安となる可能性が高いと考えています。</li> <li>・また、使用料体系については、近隣との水量別使用料の比較が審議の要点となる可能性が高く、小口一般市民への配慮と大口企業とのバランスをとることが重要になると考えています。</li> </ul>

---

## ix. 公表資料

合志市においては、下水道事業運営審議会のホームページが設置され、審議会会議録が公開されています。当該ホームページは以下の通りです。

(<https://www.city.koshi.lg.jp/list00497.html>)

---

## x. 使用料改定に関するスケジュール

図表 2-49 使用料改定に関するスケジュール

	平成29年度				平成30年度				令和1年度			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
①検討着手		★										
②財政・使用料検討	決算（赤字決算）	財政部門からの基準外繰入金の削減要請 経営戦略策定準備		経営戦略、ストックマネジメント委託 予算化	5月経営戦略委託発注 6月ストックマネジメント委託発注			完了・納品				
③庁内調整		首長には適時、検討状況や審議状況の説明実施										
④審議会開催				3月 諮問	6月第1回 事業概要等	9月第2回 改定必要性等	11月第3回 水準・体系	1月第4回 水準・体系 2月第5回 体系・経営戦略 3月第6回 答申、経営戦略				
⑤議会対応									5月全員協議会 説明 6月議決	9月1日条例施行		
⑥広報・周知									4月答申、経営戦略のHP掲載 5月広報誌掲載、区長説明	7月大口ユーザーへの郵送によるお知らせ 8月検針ポスティング時お知らせ 8月広報誌掲載、HP掲載	10月検針ポスティング時お知らせ	

## 第3章 まとめ

### (1) 優良団体事例から得られる示唆

#### i. 経営戦略等の長期計画類において使用料適正化方策の具体的な記載をすること

長期にわたって使用料を改定していない小規模団体においては、使用料改定を検討するきっかけやノウハウが存在しない可能性が高いと考えられます。

そこで、使用料適正化の検討を必須とするため、経営戦略等の長期計画類における使用料適正化の必要性や具体的な適正化方策について記載することが望まれます。

今後、数年内に必要となる経営戦略の中間見直し時には、単に“使用料適正化の検討の必要性”の記載のみではなく、使用料改定を前提とした投資・財政計画の作成が望まれます。それが難しい場合においても、使用料改定の検討時期及び目標とする収支改善の定量的目標（経費回収率等）を明記することが望まれます。

また、経営戦略等の下水道部門における計画のみならず、総合計画等の上位計画における下水道分野の記載においても、経営面の定量的な課題や目標を記載し、全庁的な位置付けとすることも効果的と考えられます。

なお、使用料改定を織り込んだ経営戦略について、審議会等で審議・答申を得る場合、使用料改定は下水道事業経営の持続のために必要な客観的な目標設定、ロードマップであり、具体的詳細な使用料改定の検討は後年度に実施する旨を説明し、ご理解いただくことが有効と考えられます。

#### 参考例：合志市

経営戦略における投資財政計画を段階的な使用料改定を織り込んだものとしています。そのため、投資・財政計画における改定時期に合わせて、定期的な使用料改定の検討が必須となるとともに、改定水準の目安があるため、その後の具体的な検討において改定水準の検討において絞り込みが可能となっています。

また、経営戦略の期間を上位計画である総合計画の期間に合わせて13年間としているため、経営戦略の目標は上位計画である総合計画の目標にもなっていることが明確化されています。

#### ii. 現実的な経費削減策の検討・実施をすること

使用者の負担増の合意を得るためには、下水道事業側が身を切る努力、何らかの経費削減策や収入増加策を実施し、少しでも改定率を低くすることが求められます。

そのため、財政推計の策定、使用料の検討に先立って、金額的な効果はごくわずかであっても、財政計画に反映させることが可能な経費削減策・収入増加策を検討・実施することが効果的と考えられます。

小規模団体が単独で実施できる可能性が高い、曝気装置の運転の工夫や電力契約の変更による動力費の削減、調査・点検や修繕等による不明水の削減、資器材の購入方法の変更による薬品費や材料費の削減、水洗化の促進による水洗化率の向上など、近隣団体、他分野での実施状況等を収集しながら、できることから着手し、経営努力として提示できるようにすることが望まれます。

### iii. 首長、議員等には早期の段階で経営課題を浸透させること

基準外繰入金を前提とした下水道経営が長期間続いている場合には、使用料改定による経費回収率向上（基準外繰入金の削減）は、これまでの政策を大きく変更となります。

そこで、毎年度の予算・決算時、計画策定時や制度改正時等、折々の機会を利用して、下水道は公営企業経営であること、汚水私費の原則であることといった基本的事項から、使用料の在り方、段階的な使用料適正化の方向性等に関する説明を実施することにより、早期段階で企業経営意識と経営課題を浸透させて、使用料改定への理解を醸成していくことが効果的と考えられます。

### iv. 外部委託等も含めて人的・情報資源を確保すること

小規模団体における人とノウハウという資源確保のためには、①財政計画策定やエクセルの活用経験が豊富な職員を主担当者とし、周囲の職員と柔軟な役割を可能とすること、その上で、②水道や財政部門等の財政計画の推計ファイル等を収集・活用することが効果的と考えられます。

また、どうしてもノウハウや人的労力の確保が困難という場合には、計画策定等の関連業務に絡めて外部委託を活用すること、総務省における公営企業経営アドバイザー派遣事業や公営企業経営支援人材ネットを活用することも有効と考えられます。

#### 参考例：美作市

使用料改定については、令和元年度、平成28年度、平成18年度と経験しており、直近の改定時において担当者は、前任者からの資料引継ぎや不明点等の聞き取りにより、検討資料を作成しています。

また、担当者は使用料改定の経験は無かったものの、前任の部署は財政部署であり、その経験が生かされています。さらに、資料等については、決算統計など下水道部署で用意できる資料を使用しており、適材適所な配置とともに既存資料を活用するなど作業軽減を図っています。

### v. 検討当初からの財政担当部門との連携・調整を実施すること

下水道への基準外繰入金の削減でメリットがあるのは、一般会計の他分野となります。また、経費回収率や改定水準の設定について、下水道部門としては100%以外の目標設定に合理的な理由をつけることは難しい面があると考えられます。そのため、財政部門との目標設定に関する協議・調整が必要となります。

一般会計の財政状態や今後の計画等からみて、どの程度の基準外繰入金の削減が必要なのか、それによって財源が不足している他分野のどのような政策・事業が実施可能になる可能性が高いか等について、協議・調整をして、基準外繰入金の削減目標設定をすることが効果的と考えられます。また、財政部門の職員に支援を要請するという方法も有効と考えられます。

### vi. シンプルな使用料改定案として改定実績を積むこと

長期間使用料改定をしておらず、経費回収率100%以下、汚水処理原価150円/m<sup>3</sup>以下の団体においては、初回の改定についてはシンプルな改定案とし、審議会等における審議事項も最小限度として、その後の改定において徐々に検討事項を増やしていく方法をとることが効果的と考えられます。

具体的には、①使用料水準については、基準外繰入金を担当する財政部署と協議の上で、経費回収率すなわち基準外繰入金の目標水準（及び妥協水準）を決定し、建設改良

---

費等の投資計画については審議事項とせず、改定水準は1案のみで審議する。②使用料体系については、平均改定水準の一律改定案の1案のみで審議する、といった方法が考えられます。

#### **vii. 段階的改定においては次回改定の布石を打つこと**

経営戦略が期間中における中間見直しが必須のように、使用料改定についても実施の可否はともかく、定期的な検討を必須とすることが求められます。

特に段階的な改定を想定している場合には、次回の改定の必要性や次回改定の検討を担保する何らかのエビデンスを残すことが効果的である。例えば、審議事項とはしないものの、次回以降の改定における審議事項となる可能性の高い事項（建設改良費や使用料体系の在り方や課題等）については、簡易な資料提示・説明を実施し、答申における附帯意見等に反映させるといった方法が考えられます。

#### **viii. 広報・周知活動を充実させること**

下水道は、道路・橋梁に比べて目に見えにくく、水道に比べて直接的な受益要素は低いといえます。そのため使用者の下水道の認知度は公共サービスの中でも低いと認識すべきです。

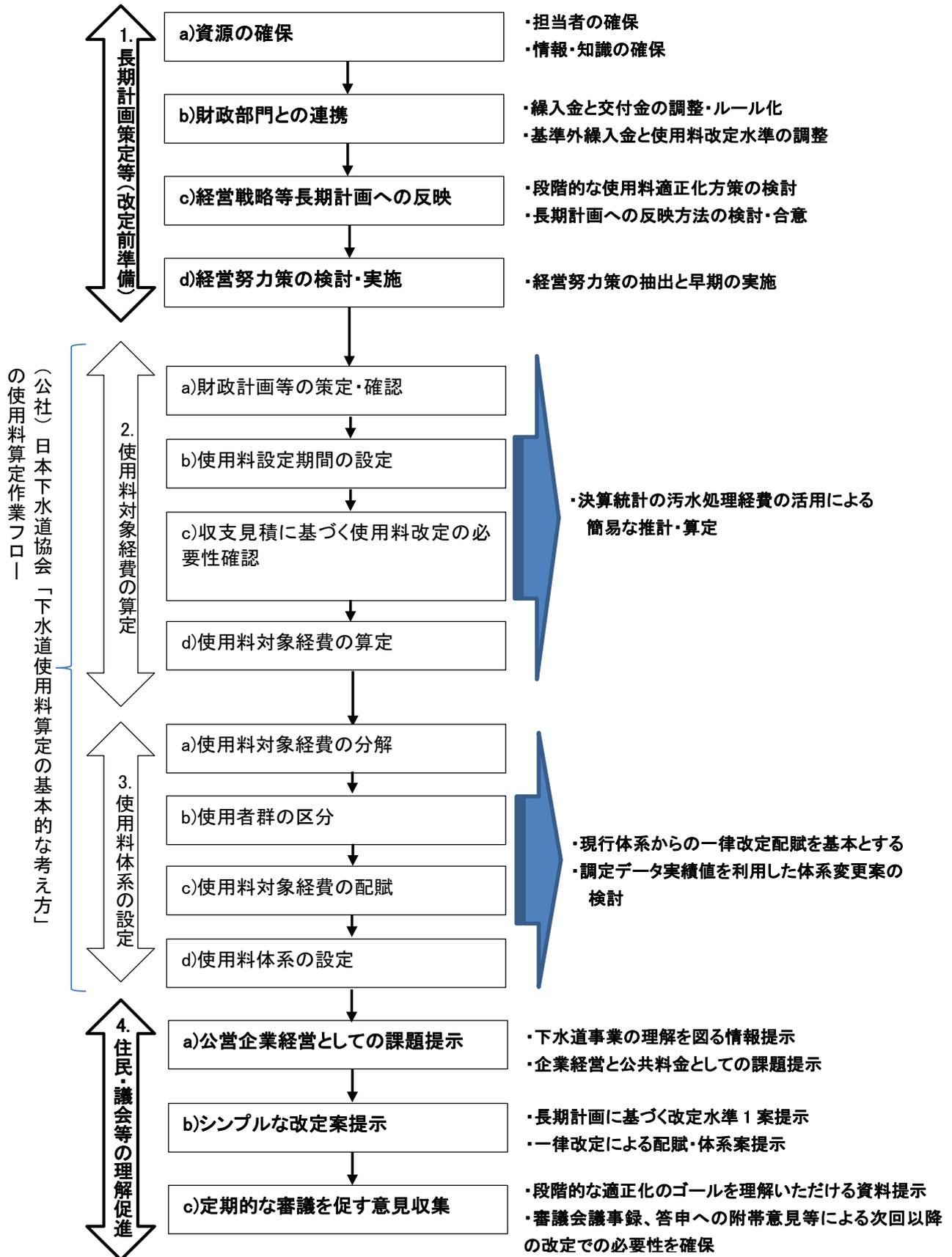
そのため、日常における下水道の広報を充実させるとともに、使用料改定時においては、検討着手の段階、検討・審議途中の段階、答申・意見書等の受領段階、条例上程・議決時など、折々に情報を提供する必要があります。

また、審議会等における使用者代表においては、下水道とその経営の仕組みや使用料の在り方が初めて分かり、使用料改定もやむを得ないと考えた、という場合もあります。小規模団体の場合には、地区ごとの住民説明会などの手段もとりやすいことから、繰り返し、直接的な説明機会を利用して認知度を高めることが効果的と考えられます。

---

## (2) 収支構造改善のサイクルのあり方

図表 3-1 長期的な収支構造改善フロー（経費回収率 100%未満、長期未改定団体向け）



---

今回の優良団体事例調査から得られた示唆等について、（公社）日本下水道協会「下水道使用料の基本的考え方」における“使用料算定の作業フロー”を基に、収支構造改善サイクルに位置付けると、以下の通りになると考えられます。

## **i. 長期計画策定等（改定前準備）**

### **a) 資源の確保**

#### **◆ ア) 担当者の確保**

特に小規模団体においては、経営戦略等の長期計画等を検討・策定するための資源確保が困難な状況があると考えられます。

一方で長期計画等の検討・策定においては、①現状分析、②課題抽出・整理、③経営方針検討、④財政計画策定等の作業が想定されるとともに、庁内や審議会・議会对応等の⑤各種調整業務も含めれば、小規模団体においても1名の専担者が数か月～1年程度の作業期間を要する可能性が高くなります。

さらに、その後に使用料適正化の具体的な検討・実施をする場合、⑥使用料対象経費算定、⑦使用料体系設計に加えて、⑧審議会・議会对応等の調整・合意形成等の作業が想定されるため、長期計画等の策定と同様かそれ以上の作業人工と期間を要する可能性が高くなります。

そのため、日常業務を遂行するための最低限の職員定数となっている場合には、長期計画等の策定時や定期的な見直し時には、定数増を図る必要があります。また、それが難しい場合には、財政部門の人的な支援を得るといった工夫が必要となります。さらに、そのような人的支援の確保も困難であれば、外部委託を活用する必要があります。

なお、団体全体として人的資源配分が得られるような時期での長期計画等の策定・見直しとするとといった工夫（例；総合計画策定や見直しの1年後とする）も考えられます。

#### **◆ イ) 情報・知識の確保**

下水道財政は、法適化していれば、複式簿記・企業会計の経理であり、長期計画等を検討するためには、それらの知識が必要となります。また、下水道財政は、各種の補助金や繰入金、各種企業債の発行条件や元利償還金への交付金等、一般会計との関連が深いという特色があるため、それらの知識が必要となります。

そのためには、（一財）地方財務協会「公営企業経理の手引き」等の関連書籍等から知識を得るとともに、市町村アカデミー等により開催されている研修の活用に加えて、簿記資格の取得等が望まれます。

### **b) 財政部門との連携**

#### **◆ ア) 繰入金と交付金の調整・ルール化**

下水道事業会計は企業会計、一般会計は官庁会計が採用されるなか、一般会計から下水道事業会計には各種の繰入金、交付金等の金銭の収受が発生します。それらすべての細目について制度化されていないことから、各団体で一般会計と下水道事業会計の間で、年度ごとの日々の経理や決算の作業において、総額でいくら一般会計から繰り入れられるか、企業債をどれだけ発行できるか等の調整が必要となります。その上で、さらに、長期計画等の策定にあたっては、各科目の推計のための前提条件設定のため、このような経常的な調整事項について、できる限りルール化することが望まれます。

#### **◆ イ) 基準外繰入金と使用料改定水準の調整**

長期計画等の策定にあたっては、特に経費回収率100%以下で基準外繰入金が存在する団体においては、前述の経常的な調整事項のルール化に加えて、基準外繰入金の解消方法・目標年度と使用料改定水準のルール化が必要となります。このルール化により、

---

---

基準外繰入金をどのように減らしていくか（使用料適正化をどのように実施していくか）が決定され、使用料対象経費算定の基礎条件を決めることができます。

また、各団体の事情によっては、一定の使用料対象経費については、当面、基準外繰入金を維持するといった方針が検討される可能性も考えられます。

なお、財政部門は会計制度、エクセル等の表計算活用等のノウハウを有している可能性が高いことから、適時支援を要請することも考えられます。基準外繰入金の解消は一般会計の財政状態の良化につながりため、win-win の関係として財政部門と連携することが望まれます。

### **c) 経営戦略等長期計画への反映**

#### **◆ ア) 段階的な使用料適正化の方策の検討**

「経営戦略策定・改定ガイドライン」では、収支均衡を達成できない場合「収支ギャップ」の解消に向けた取り組みの方向性や検討体制・スケジュールを記載”することが要件となっています。ただし、“経営戦略期間内に使用料適正化について検討する”といった内容の記載にとどまっている事例も見られ、そのような戦略はやや具体性を欠くといわざるを得ません。

また、経費回収率 100%等の目標の達成のためには、1 回の使用料改定の改定率では使用料の変化が大きくなりすぎる場合もあります。そのような場合、“何年ごとにどの程度の改定水準で使用料適正化を実施するか”について、長期計画等に明記することが望まれます。

#### **◆ イ) 長期計画への反映方法の検討・合意**

長期計画には、“何年ごとにどの程度の改定水準で使用料適正化を実施するか”を定性的に明記することのみならず、その財政計画において定量的に使用料適正化を織り込むことにより、見える化することが望まれます。そのためには、前述の財政部門との調整の他に、下水道部門における審議会やパブリックコメント対応等の調整・合意形成が必要となります。

### **d) 経営努力策の検討・実施**

経営改善の大きな手法は、資本費の削減に関わる手法となる。生活排水処理基本計画の改定による処理区域の見直し、特定環境保全公共下水道や農業集落排水処理事業との接続・処理場統廃合、さらにはストックマネジメント等による更新費用削減等が挙げられます。これら資本費削減手法については、先行投資が必要であったり、その効果が実現するまで長期間を要する場合も多いと考えられます。

一方、不明水対策や電気契約等の見直し、処理施設等の運転方法見直しといった維持管理費削減や水洗化促進といった手法については、その効果は小さい可能性が高いですが、速やかな検討・実施が可能です。使用料適正化は使用者の負担増であり、その前提としての経営努力、費用削減が求められる可能性は極めて高いと考えられます。効果額は少なくとも使用料算定期間内に実施し、財政計画に反映できるような経営努力策を検討・実施することが必要です。

---

---

## ii. 使用料対象経費の算定

### a) 決算統計の汚水処理経費の活用による簡易な推計・算定

本項については、本来（公社）日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方」に従って検討・実施することが基本であり、それができる団体はそのようにすべきです。

ただし、「基本的な考え方」においても“団体の実情に応じて、適宜、合理的な範囲で実態に即した検討を行うことが必要”とされており、小規模団体がそのまま利用するには細かい科目ごとの推計作業を要するとともに、長期前受金戻入の控除方法の検討など、ハードルとして高いものになっている面もあると考えられます。

そこで、使用料対象経費を算出するにおいて、例えば、汚水処理費の分離・抽出については、決算統計の“32表 経営分析に関する調（一）”汚水処理費を活用するとともに、これにより推計に必要な過去実績値を個別に調査することなく、推計の基礎値とすることができます。また、経費回収率100%以下の団体については、まずは決算統計の汚水処理費における経費回収率100%を目指す改定率の算定により、長期前受金戻入の控除範囲や資産維持費の算入等は保留し、次回以降の検討事項とするといった簡略化も検討に値すると考えられます。

## iii. 使用料体系の設定

### a) 現行体系からの一律改定配賦を基本とする

「基本的な考え方」は、公益事業論や企業会計の理論に則ったものであり、使用料体系の設定にあたって必要な需要家費、変動費、固定費といった費用分類、水質使用料制の設定、一般排水と特定排水の区分、需要変動に基づく基本使用料と従量使用料の配賦等は、実施するために必要な基礎データを収集することに手間を要します。

また、その方法に従って使用料体系を設計した場合には、現行使用料体系との差が大きくなりすぎ、その実現が非常に困難という場合もあり得ます。さらに、2部使用料制・従量累進制の体系を採用している場合、基本使用料や累進度を変化させるためには、将来の調定件数や水量区画別の有収水量を推計するといった作業を要します。

それらを簡略化するためには、現行使用料体系からの一律改定という設定は、特に長期間改定をしていない団体であれば、すべての使用者の負担増が同じになるため、合意形成の面からも容易であると考えられます。

### b) 調定データ実績値を利用した体系変更案の検討

ただし、基本水量の削減・廃止、基本使用料の割合アップ、従量累進度の変更等、現状の使用料体系に課題がある団体も多いと考えられます。そこで、使用料体系の検討において必要となる調定件数や水量区画別有収水量は、調定システムから出力可能な実績値ベースで参考値として試算して、変更の影響を検討するといった簡略化も考えられます。

## iv. 住民・議会等の理解促進

### a) 公営企業経営としての課題提示

使用料適正化となると、いくら上がるのかに焦点が当てられがちであり、なぜ適正化が必要なのかということに焦点が当たらない傾向があります。税金により不特定多数が利用するための一般道路等の公共事業と、特定の使用者が受益や排出に応じて負担する受益者負担の上下水道など公益事業の違い、さらに補助金や繰入金等の水道事業と下水

---

---

道事業の違い、資本費・固定費がほとんどを占める費用の性質など、基本的な事項をいかに理解・浸透させるかに配慮する必要があります。

その際、地方公営企業である下水道事業は、当該団体の住民が所有する企業であるとともに、下水道サービスの利用者であるという立場を理解・浸透することで、企業所有者かつ利用者として下水道使用料はどうあるべきかを思考していただくことが必要です。

## **b) シンプルな改定案の提示**

---

### **◆ ア) 長期計画に基づく改定水準の1案提示**

審議会等においては、使用料の改定水準について、複数パターンとそのメリット・デメリット等を提示し、審議・選択していただくことは、下水道事業の経営課題とその解決策に対する深い理解を得るためには重要です。

一方、長期間未改定の団体、経費回収率が低い団体では、審議になれていない場合も想定されます。その意味では、長期計画に基づく1つの平均改定率で提示し、審議過程で低い改定率を要請された場合には、その改定率の採用による長期計画の改定の必要性を説明するといった方法も有効と考えられます。

### **◆ イ) 一律改定による使用料体系案提示**

使用料水準と同じく、一律改定による使用料体系案を提示することにより、審議をシンプルにすることは有効と考えられます。

## **c) 定期的な検討・審議を促す答申**

---

使用料体系に課題がある場合、参考資料として、使用料体系の課題を解決する方向性を踏まえた使用料体系案を次回改定に向けて従量累進度とのパターン提示をして、意見を伺い、審議会議事録に残す、場合によって答申書の附帯意見として次回以降での検討が必要な事項を記載するといった工夫により、次回改定検討のエビデンスとすることも有効と考えられます。

---